

国旗の損壊等の処罰に関する法律の制定に反対する会長声明

- 1 2026年6月16日、自由民主党・日本維新の会・国民民主党・参政党は、「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」を提出し、そのわずか14日後の同月30日に衆議院で可決された。

しかし、本法案は、立法事実を欠いており、憲法19条の思想良心の自由、同21条の表現の自由を侵害するおそれがあり、同31条から導かれる罪刑法定主義の観点からも問題がある。

- 2 本法案の成立を肯定する立場からは、外国国章損壊罪（刑法92条）が存在するのに、自国の国旗損壊罪が存在しないことは均衡を欠くため、これを是正する必要があると主張されることがある。しかし、外国国章損壊罪は、刑法第二編第四章「国交に関する罪」に規定されており、その保護法益は他国との関係維持である。自国の国旗を損壊したとしても、他国との関係維持は問題とならないことから、外国国章損壊罪の保護法益は日本国旗の場合には妥当しない。したがって、自国の国旗損壊罪が存在しないことは保護法益の観点から見て均衡を欠いていることにはならない。

この点、本法案の定める国旗損壊罪の保護法益は、「国旗を大切に思う国民感情」であるとされている。「国民感情」は抽象的であり、曖昧である上、国旗に対する個人の評価は様々である。刑罰法規により、そのような国民感情を保護することは、国旗を尊重することを強制するものとなりうる。これは、憲法19条が保障する思想良心の自由を侵害するおそれがあるものである。思想良心の自由は、個人の尊厳を支える基本条件であり、民主主義の前提となる権利である。憲法19条は、国家が、「この思想を持て」と特定の価値観を強制することを禁じている。国旗をどう評価し、どういう感情を抱くかは、個人の内心の問題である。刑罰法規をもって、国旗への損壊行為を罰することは、国民の国旗についての多様な国民感情を否定し、国旗日の丸を「大切に思う」ことを強制することとなりうる。このような法律を制定することは、憲法19条の思想良心の自由を侵害するおそれがあるものといえる。

- 3 本法案は、構成要件上、「社会通念上」や「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる」という極めて曖昧な基準を用いており、刑罰法規の明確性の観点からして、妥当でない。

すなわち、本法案の保護対象となる「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいうとされる。国旗として用いられているかは、社会通念からの判断を必要とされ、そもそも何が本罪のいう「国旗」であるのか明確に判断できない。

また、本法案では、ある行為が「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」となっているかどうか「行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して」判断するとしている。しかし、どのような行為が「著しく不快又は嫌悪の情を催させる」に該当する行為なのか一義的に判断できず、そのため処罰に値する国旗への「損壊」、「除去」、「汚損」

なのか全く明らかにならない。このような抽象的で曖昧な構成要件は、憲法 31 条の適正手続保障から導かれる罪刑法定主義の一内容である「明確性の原則」に違反するものである。

- 4 政治的な抗議行動で象徴的表現として、国旗が用いられてきたことを踏まえれば、本法案が成立すれば、政治的表現に萎縮効果が生じ、憲法 21 条の観点から妥当でない。

本法案は、日本政府の政策に対して抗議の意思を表明するために国旗を用いることに制約をかけるものであり、仮に国旗を損壊する方法で表現行為が行われたとしても、政治的表現として行うのであるから、本法案は表現活動を制限する法律であるといえる。

このように本法案は表現活動を制限する法律であるが、表現活動を制限する法律の条文に、何が禁止される表現活動に当たるのかが明確に書かれていなければ、表現活動に萎縮効果が及ぶ可能性が極めて高い。本当は問題のない表現行為なのに、表現者が曖昧な基準に従って表現行為を控えてしまうことは容易に考えられる。

加えて、本法案の「不快」、「嫌悪の情」といった抽象的な要件は捜査機関の恣意的な判断を許し、個人の表現活動への公権力の過剰な介入が生じるおそれすら認められる。

- 5 以上のとおり、本法案は、立法事実を欠いており、憲法 19 条の思想良心の自由、同 21 条の表現の自由を侵害するおそれがあり、同 31 条から導かれる罪刑法定主義の観点からも重大な問題がある。

よって、当会は、本法案の制定に強く反対するものである。

2026 年（令和 8 年）7 月 16 日

茨城県弁護士会

会長 鈴木 健 秀